

3 特殊健康診断

1 実施状況

特殊健康診断は、特定の有害業務に従事する労働者を対象に、労働安全衛生法及びじん肺法に基づき実施が義務づけられている検査項目を基本として、下表のとおり実施した。

2 判定方法

判定区分は「所見あり」「所見なし」の2区分とした。

「所見あり」には既往歴あり、自覚症状あり、検査所見が含まれる。

最終判定は、産業医により作業環境等を含めた総合的な判断をする。

表1 実施状況

		受診団体数	受診者数	判定区分	
				所見なし	所見あり
法定項目	じん肺	60	579	497	82
	有機溶剤	100	3,542	3,195	347
	鉛	18	628	607	21
	石綿	9	17	12	5
	電離放射線	25	1,277	959	318
	特定化学物質	78	2,642*	2,348	273
行政指導項目	VDT	25	999	544	455
	騒音	53	1,332	873	459
	有害光線	25	767	617	150
	引き金取扱従事者	12	201	26	175
	レーザー光線	4	51	41	10
	振動	10	141	18	123
	その他	1	16	16	0
総	数	191	12,192	9,753	2,418

* 受診人数に判定なし21名を含む

特定化学物質障害予防規則等改正について

特定化学物質障害予防規則等が一部改正され、平成27年11月1日より施行・適用された。

ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーに係る労働者の健康障害防止対策を強化すること等を目的として、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（平成27年政令第294号）が平成27年8月12日に、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省令第141号）が平成27年9月17日に公布された。